

監事監査報告書

平成 27 年 5 月 15 日

社会福祉法人^{恩賜}財団 東京都同胞援護会

理事長 牧野 洋一 殿

社会福祉法人^{恩賜}財団 東京都同胞援護会

監事 鈴木 道生

監事 岩井 令雄

私たち監事は、社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人^{恩賜}財団 東京都同胞援護会定款第 26 条に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度の事業に関して、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人^{恩賜}財団 東京都同胞援護会の財産の状況について監査いたしました。

その結果につき本報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、貴法人の本部及び各施設における業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表及び事業報告書につき検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び付属明細書並びに財産目録の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、法令及び定款に従い法人の財産、資金収支及び事業活動の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の業務執行に関する不整の行為及び法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以 上